

船舶事故等調査報告書

平成25年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第162号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成25年7月24日 09時30分ごろ
発生場所	愛媛県西条市住友金属鉱山株式会社東予工場硫酸岸壁 愛媛県新居浜市所在の船上岩灯標から真方位193°2,480m 付近 (概位 北緯33°57.1' 東経133°13.9')
事故等調査の経過	平成25年9月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	液体化学薬品ばら積船 第十八神栄丸、332トン
船舶番号、船舶所有者等	133876、青野海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷船尾部外板に擦過傷 岸壁 防液堤コンクリートが剝離、支柱2本が破損
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、空倉で船首約1.00m、船尾約2.40mの喫水により、東予工場硫酸岸壁（以下「本件岸壁」という。）の北方沖500m付近を抜錨して本件岸壁に向かった。 本船は、船長が船橋で操船を行い、船首に一等航海士及び甲板長を、船尾に機関長及び二等航海士をそれぞれ配置に就け、出船右舷着けとすため本件岸壁の手前で右回頭して左舷錨を投下し、後進をかけて下がりながら、ヘッドライン、スプリングライン2本及びスターンラインを岸壁に送って係留索のたるみを取っているとき、左舷方から風を受けて船尾が岸壁に寄せられ、平行着岸できず、平成25年7月24日09時30分ごろ右舷船尾に吊り下げていたタイヤフェンダー（防舷材）が本件岸壁上の防液堤に接触した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期
その他の事項	本船は、船首及び船尾との連絡手段としてマイクを使用していた。 船長は、本事故後、左舷錨の錨鎖を延ばすように船首配置に指示をすればよかったと思った。 本船は、空倉時、船首喫水が約0.40mであったので、バウスラストスターを利用するためにバラスト調整をしていた。 本船は、硫酸約600tを積むことができ、満載時の喫水が、船首約3.20m、船尾約4.20mであった。

	<p>本件岸壁は、岸壁端から約10cm 内側に高さ約20cm のコンクリート製の防液堤が造られていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり あり</p> <p>本船は、西条市の本件岸壁に着岸作業中、風の影響で船尾部が本件岸壁に寄せられて平行着岸できなかったことから、右舷船尾に吊り下げていた防舷材が本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p> <p>本船は、左舷錨鎖を延ばしていれば、平行着岸でき、本事故を回避することができた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が西条市の本件岸壁に着岸作業中、風の影響で船尾部が本件岸壁に寄せられて平行着岸できなかったため、右舷船尾に吊り下げていた防舷材が本件岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、着岸作業中、船首及び船尾配置と連絡を密に取り、作業の確認及び指示を行うこと。